

各 総 合 事 務 所 長 }
鳥 取 港 湾 事 務 所 長 } 様
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長 }

県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

分割工事等に係る特定元方事業者の指名について(通知)

このことについて、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、発注者が分割工事等を行なう場合に、特定元方事業者の措置を講ずるもの（以下「特定元方事業者」という。）を工事請負業者の中から1社を指名することが発注者の責務となっています。

一方、特定元方事業者においては、同条第1項に規定する措置を講ずる義務が発生することとなります。

については、下記により適切に取扱っていただくとともに、その徹底をお願いします。

(企画・技術調査担当：中原、電話：0857-26-7499、ファクシミリ：0857-26-8189)

記

1 対象とする工事

発注者が分割工事等（労働者の作業が同一の場所において行われているもの）を行なうため、安全管理に関する連絡・調整が必要な場合で、具体的には次の工事を対象とする。

- ・ 工事箇所が隣接・重複する工事
- ・ 工事間で上下作業がある工事
- ・ 工事用道路・公道を運搬等で共用する工事
- ・ その他、安全管理で密接な関係がある工事

2 指名等の方法

(1) 特定元方事業者の指名

2つ目の分割工事等の工事着手までに、事務所長等は対象工事のうち1社について特定元方事業者として「特定元方事業者の指名について(通知)」(様式-1)により指名を行う。

なお、あらかじめ特定元方事業者の予定者の同意を得ておくこと。

(2) 特定元方事業者の工事完了等に伴う措置

(1)で指名した特定元方事業者の工事完了等に伴い、その義務を履行できなくなる場合においては、当該特定元方事業者は、履行できなくなる1週間前までに監督員へ「工事に関する協議書等取扱要領」に基づいた報告を行なう。

本報告を受けた事務所長等は、遅滞なく(1)に基づく指名を行う。

3 その他

分割工事等の全ての労働者の総計が50人を超えた場合（ずい道、橋梁等は30人）は、統括安全衛生責任者を指名することとなるので、ご注意ください。